

海南省善意銀行預託金払出し実施要領

目 的

市民の方々や企業、団体等から善意の預託を受け、これを効果的に払出すことにより、住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

払出し方法

払出しの方法等は、社会福祉法人海南省社会福祉協議会海南省善意銀行運営要綱第5条に規定する払出し対象の範囲において、以下のとおり定める。

1. 払出し対象の範囲が（1）ボランティア活動への援助（2）社会福祉施設、福祉団体等への活動援助の場合

○申請対象者

市内のボランティアグループ、社会福祉施設や福祉団体等

○申請の件数

申請は、1団体等につき1件とする。ただし、同一法人の申請については、1件のみとする。

○申請の対象経費

事業にかかる備品費等の経費を対象とし、以下の場合には、払出しの対象外とする。
払出し対象外

- （1）経常的な運営費及び事務費に係る費用
- （2）環境美化に係る費用
- （3）介護保険事業に係る費用
- （4）完了している物品等に係る費用
- （5）海南省及び他の助成先から補助を受けようとしている同様の申請に係る費用
- （6）施設建物に付随する構造物に係る費用
- （7）使用及び管理状態の把握が困難な個人や団体等
- （8）前年度に払出しを受けた団体
- （9）その他運営委員会において適切でないと判断する費用

○申請金額

1件あたり30万円以内（総額300万円以内）

ただし、申請事業等の費用総額の1割以上の自己負担を確保すること。

○実施期間

申請の翌年3月末までに事業を完了すること。

○申請方法

申請書に必要事項を記入の上、以下の添付書類を添えて提出すること。

添付書類

- （1）見積書
- （2）カタログ
- （3）事業計画書

(4) 予算書

その他必要に応じて追加資料を提出すること。

○調査

提出された申請書について、聞き取り調査または訪問調査を実施する。

○審査および結果通知

運営委員会において審査を行い、決定後、団体等に文書で通知する。

○提出先

海南市社会福祉協議会

〒642-0002 海南市日方 1519 番地 10 (海南保健福祉センター 1 階)

(電話) 073-483-6777

2. 払出し対象の範囲が(3) 災害被災者への災害見舞金支給の場合

○支給対象者

海南市に住所を有し、風水害等により、現に居住している住家が床上浸水若しくはそれと同等以上の被害を受けた住民税非課税世帯の世帯主。

○支給金額

1 世帯 2 万円を上限とし、被災の状況により会長が決定する。

○支給の決定

見舞金の支給に当たっては、被災者が災害見舞金支給申請書、り災証明書及び非課税証明書を提出することにより、会長が決定する。

○支給の制限

次の各号のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しない。

(1) 災害が災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)の適用を受けるとき。

(2) その他会長が不相当と認めるとき。

○申請期限

被災してから 1 ヶ月以内に申請すること。

3. 払出し対象の範囲が(4) 生活困窮者等への緊急かつ一時的な援助(食料援助等)の場合

海南市に住所を有し、公的制度の狭間にあるなど、生活困窮の状況が著しく、緊急かつ一時的な援助の必要があると会長が認める世帯に、食料等の援助を行う。

補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項については会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。